７／７（火）の行事

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　６月 30 日（火）15 時 00 分

発表項目（行事名）	北海道交通安全対策会議の開催について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	【ポイント】 ○　道では、交通安全に関する施策の大綱を定め、交通事故のない社会を目指すため、北海道交通安全計画を策定しています。 ○　現計画の計画期間が、令和７年度までであることから、第 12 次北海道交通安全計画を決定するため、北海道交通安全対策会議を開催します。 １　開催日時 令和８年（2026 年）７月７日（火）15:00 から ２　開催場所 かでる２．７　10 階　1070 会議室 ３　出席予定者（委員の属する機関） 北海道(副知事ほか)、北海道総合通信局、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、北海道市長会、北海道町村会、北海道旅客鉄道(株)、東日本高速道路(株)北海道支社、道南いさりび鉄道(株) ４　議題（予定） （１）開会 （２）あいさつ（加納副知事） （３）第 12 次北海道交通安全計画について （４）閉会		
参考	・本会議は、交通安全対策基本法に基づき、道内における陸上交通の安全に関する総合的施策の企画・実施のために設置しています。 ・議事概要は、後日、ホームページにおいて公開します。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/cak/koutsuu/koutsuuanzen/kaigi.html		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当（連絡先）	環境生活部くらし安全局地域安全課（担当者：課長補佐　小野寺　努） ＴＥＬ　ダイヤルイン　011-204-5219　内線　24-160 公用スマホ　　011-585-6101　内線　14256

第１２次北海道交通安全計画（案）の概要

Ⅰ　交通安全計画について

１　計画の位置付け・期間等
根拠：交通安全対策基本法第 25 条
作成主体：北海道交通安全対策会議
期間：令和８年度～令和 12 年度の５年間

２　計画の基本理念
・ 交通事故のない社会を目指して
・ 人優先の交通安全思想
・ 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

３　計画の推進
・交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
・地域ぐるみの交通安全対策の推進

４　計画期間において特に注視すべき事項
・ 人手不足への対応
・ 増加する外国人運転者等への対応
・ 先進技術導入への対応
・ 高まる安全への要請と交通安全

Ⅱ 交通事故等の現状等

１　道路交通事故の現状等
交通事故の死者数は、昭和46年に889人を数えたが、第11次交通安全計画の最終年である令和７年中の死者数は129人となり、令和７年までに24時間死者数を134人以下とする数値目標を達成した。

２　鉄道事故の現状
運転事故は、近年はほぼ横ばいの傾向
10 件（R７年度）、H18 から R７年度まで死者数ゼロ継続

３　踏切事故の状況等
長期的には減少傾向
４件、死傷者 11 人（R７年度）

Ⅲ 交通安全計画における目標

１　道路交通の安全についての数値目標
令和12年までに24時間交通事故死者数を115人以下（前回134人以下）とし、達成後はさらにゼロに近づける。
※　目標値は、国の計画と同様に過去10年分の交通事故死者数から令和12年の交通事故死者数の予測値を推計

２　鉄道交通の安全についての目標
①　列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。　②　鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。

３　踏切道における交通の安全についての目標
踏切事故の発生を極力防止

Ⅳ 重点課題

１　高齢者及びこどもの安全確保
・高齢者に対する身体機能の変化を理解させる教育
・信号機のない横断歩道での安全な横断方法を提唱する「ハンドサインでストップ運動」の推進【新規】

２　飲酒運転の根絶
・飲酒運転の危険性周知のための啓発活動
・事業者等と連携したﾊﾝﾄﾞﾙｷｰﾊﾟｰ運動の普及
・「飲酒運転ゼロボックス」の活用促進

３　スピードダウンとシートベルトの全席着用
・速度超過の危険性とシートベルトの着用効果を周知する交通安全教育の推進

４　自転車及び小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
・自転車の違反に対する交通反則通告制度導入を踏まえた交通ルール遵守に向けた広報啓発【新規】
・自転車販売業者と連携したﾍﾙﾒｯﾄ着用促進啓発活動
・事業者と連携した小型モビリティの交通ルール周知と安全利用に向けた啓発活動【新規】

５　生活道路における歩行者等の安全確保
・法定速度引下げ周知のための広報啓発【新規】
・運転者に対する歩行者保護意識徹底を図る広報啓発

６　外国人の交通安全対策の推進
・日本の交通ルールを理解させるための交通安全教育
・外国人運転者にもわかりやすい規制標識等の整備

７　鉄道交通における安全対策
・安全対策の推進、鉄道施設の維持管理の適切な実施
・線路への侵入防止柵、注意喚起看板等の設置
・「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表時の鉄道利用者への周知【新規】

８　踏切道における交通安全対策
・踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備促進
・踏切遮断機の整備が困難な踏切道における歩行者等の直前横断等を抑止するための柵等の整備促進

９　冬季に係る陸上交通の安全
・道路交通の確保に向けた除雪や凍結防止剤散布
・幹線道路における防雪柵、雪崩予防柵等の整備や堆雪幅の確保など安全対策の推進

10　地域が一体となった交通安全対策の推進
・交通安全対策の取組を着実に次世代につなげていくための幅広い年代の参画を促す取組の推進
・地域における交通安全運動の中心となる民間団体の活動を確保するための支援